

# 甲賀市人間ドック検診費助成事業のご案内

## 【助成の条件】

以下の①②③すべてに該当する場合、助成の対象となります。

- ①甲賀市国民健康保険の被保険者で、国民健康保険税に滞納が無い世帯の方
- ②受診した年度の3月末日現在において40歳以上74歳以下の方  
(年度内に75歳になる方は受診日時点で74歳なら可)
- ③特定健診のすべての健診項目を含む人間ドックであること。

## 【助成の金額】 ※助成は1年度中に1回限り

検診費用の1/2 (上限2万円、脳ドックを含む健診の場合は3万円)

## 【助成できない費用等】

人間ドックと併せて行われていないオプション検診の費用、治療の一環としての診察や検査等の費用、文書料、人間ドック受診後の二次精密検査等の費用は助成できません。また、同一年度内に特定健診を受診されている場合には助成できません。

## 【申請の方法】

- ① 人間ドックの予約がとれたら、国民健康保険被保険者証、特定健診受診券(届いている場合)を持参のうえ、保険年金課または旧支所の地域市民センターで人間ドック検診費助成金申請(様式第1号、2号)の手続きをしてください。郵送での申請も可能です。

**(注: この申請は受診した年度の3月末日までしか受付できません)**

- ② 人間ドックを受診されましたら、国民健康保険被保険者証、振込先通帳、人間ドックの領収書、医療機関から交付される検診結果(※)を持参のうえ、保険年金課または旧支所の地域市民センターで人間ドック検診費助成金交付申請(様式第3号)の手続きをしてください。また、添付書類として質問票(様式第5号)のご記入をお願いします。

※医療機関から交付される検診結果をご提出いただけない場合は、人間ドック受診結果報告書(様式第4号)をご提出ください。

なお、人間ドック受診結果報告書(様式第4号)は作成にあたり文書料等の費用が発生する場合があります。作成にかかる費用は助成対象外となりますのでご注意ください。

## 検診結果の提出について

人間ドックや特定健診には、病気の早期発見、早期治療とともに、健診結果を分析・理解してその後の健康づくりに生かすという大きな役割があります。

甲賀市では、被保険者の皆様からご提出いただく人間ドックの検診結果が、国民健康保険事業の運営の一助ともなることから、人間ドック検診費助成の申請時に、検診結果の提出をお願いしております。

また、結果の内容はすこやか支援課(各保健センター)および保健指導委託業者に情報を提供し、特定健診を受けられた方と同様に、結果の分析や保健指導等を行い、被保険者の方の健康管理のお手伝いをいたします。結果の分析後、保健指導や健康相談が必要と考えられる方には、後日通知いたしますので、ご了承の上、人間ドックの助成申請をしていただきますようお願いいたします。

なお、ご提出いただいた検診結果については、個人情報の取扱いに充分注意し、上記の目的以外には利用しません。